

香南市内の中小企業者の皆さまの、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みやアフター・コロナに向けた取り組みへの補助を行います

令和3年度 香南市中小企業者応援補助金

対象事業

以下のAかBいずれかに該当すること

A：新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組み

(業種団体等が定めた「業種別感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取り組み)

B：アフター・コロナに向けた取り組み

(売上回復や事業継続につながる取り組み)

取り組み例は裏面参照

対象者

以下のいずれにも該当すること

- 香南市内に事業所または店舗を有する中小企業者（事業所を有さない形態で事業を営んでいる場合は、香南市に住所を有し、現に居住していること）
(中小企業支援法第2条第1項に該当する者)

○2020年の年間売上が2019年の年間売上より減少していること。(年間とは1月～12月をいう)

○申請日以後も香南市内で事業を継続する意思があること。

補助金額と補助率

売上減少率 (売上増の場合は対象外)	20%未満	20%以上
補助対象経費 ※消費税対象外	上限：500,000円 ※消耗品が補助対象経費になるのは上記対象事業Aのみで、 上限100,000円	
補助率	補助対象経費の 4分の3	補助対象経費の 5分の4
補助上限額 ※千円未満の端数切り捨て	375,000円	400,000円

※感染拡大防止(A)及びアフター・コロナ(B)に向けた取組の両方を実施する場合においても、補助金額の上限は375,000円又は400,000円になります。

事業スケジュール

申請期間：令和3年5月6日から令和3年2月28日

事業実施期間：交付決定から令和4年2月28日

※予算額に達した場合は、受付を終了します

申請方法

所定の様式と資料を香南市商工観光課に提出してください

【お問合せ】 香南市商工会 TEL 0887-54-3014 / 香南市商工観光課 TEL 0887-50-3013

補助対象事業の取組例

※下記の取組例は参考としてください。実際の申請の際には、【お問合せ】まで事前にご相談ください。
申請期間間際ですと、対応できない場合がございます。

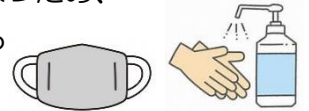
製造業

A『外来者や従業員同士の感染拡大防止策として、窓口に非接触検温システム、飛沫防止対策としてパーテーションを設置。また、工場内の換気を図るため、換気扇・空気清浄機を導入する。』



小売業

A『出入口に非接触型除菌アルコールスプレーを設置し、接客業務をする従業員にマスク・フェイスシールドを装着させるため、一定数量を購入。また、ソーシャルディスタンスを保つため、レジカウンターを分割させる改装を実施する。』



サービス業（飲食店）

A『ガイドラインに基づき、店内換気を図るため、換気扇・空気清浄機を導入。また、トイレ・手洗い場を非接触型システムに変更し感染拡大を防止する。』



サービス業（飲食店）

B『テイクアウトできる新メニューを開発するため、真空パック製造機を導入。また、販売促進のために、自社HPを作成し販売システムを導入する。さらに観光客対策としてフリーWi-Fiを提供する機器を導入し、来店動機を高める。』



申請までの流れ

1	申請者が募集要綱を確認 4月30日に、香南市と商工会のホームページに掲載 また、香南市商工観光課、商工会等の窓口で配付	香南市 HP https://www.city.kochi-konan.lg.jp/ 商工会 HP http://www.kochi-shokokai.jp/kounan/
2	申請者が交付申請書を提出する 商工業者は香南市商工観光課へ提出する	香南市商工観光課 〒781-5292 香南市野市町西野 2706 番地
3	市が審査を行い、交付決定する およそ2~3週間程度で交付決定	審査および確認ポイント ・対象事業として適正であるか ・実施期間等が適正であるか ・書類に不備はないか
4	申請者が事業を実施する	必ず <u>交付決定日以降に事業を開始</u> すること
5	申請者が実績報告書を提出する 期間内に設備等の設置や支払いを終了し、実績報告書を香南市商工観光課に提出する	
6	市が実績報告書を精査し、確定通知書にて補助金額を決定する	
7	申請者が交付請求書を提出する	
8	市が申請者の指定口座に補助金を振り込む	2週間程度で振り込み予定

申請に係る事業計画の策定に際し、商工会の支援を希望される方は、申請書の記入例を参考に、必ずご自身で事業計画の下書きをしてください。